

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

島根厚生年金 事案 229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和61年10月1日）及び資格取得日（63年12月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から63年12月25日まで
昭和61年1月から平成8年2月までA事業所で継続して勤務した。申立期間については、同事業所B出張所で、商品等の納品や営業活動を社員と同様にフルタイムで行っていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A事業所において昭和61年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失後、63年12月25日に同事業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A事業所が保管する人事記録及び申立人が名前を挙げた同僚二人の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚二人は、「申立期間及びその前後の期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無く、業務内容は自分たちと同じであった。」と供述しているところ、二人とも、申立期間前後の期間及び申立期間には厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の昭和61年9月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が納付していたかは不明と供述しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 10 月から 63 年 11 月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 15 日から 35 年 8 月 21 日まで
昭和 30 年 4 月から 35 年 8 月まで A 事業所に勤務した。勤務期間（申立期間）について、脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所における厚生年金保険の資格取得日（昭和 30 年 4 月 15 日）が同じ同僚女性 19 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 人全員が脱退手当金の支給記録が確認でき、同社が「当時の事務担当者によると、会社が退職者の脱退手当金について代理請求を行い、社会保険事務所から受領した脱退手当金を退職金と併せて支払っていたようだ。」と回答しているとともに、同僚の一人は「会社から退職予定者を集めて脱退手当金の説明を受け、脱退手当金を受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に脱退手当金を支給した旨の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 11 月 30 日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月21日から43年1月1日まで

昭和39年6月から自営の事業を行いながら、A事業所の職人として同事業所の仕事をしていた期間もあった。特に、昭和42年1月9日から同年4月1日までの期間は同事業所で雇用保険に加入しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部である昭和42年1月9日から同年4月1日までの期間については、A事業所において雇用保険に加入していたことが確認できるが、申立人から提出された職歴メモによると、申立期間は自営であったと記載されているほか、申立人は、申立期間中は主にA事業所の仕事とは別の仕事をしていたと供述していることから、同事業所における申立人の勤務形態は厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったものと推測される。

また、申立人の同僚の供述から、申立人が同事業所の仕事をしていたことはうかがえるものの、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。